

「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」 暫定基準の承認について

I アクセシビリティ・ガイドライン

1 概要

組織委員会が、国際パラリンピック委員会（IPC）の求めに応じて策定する、大会運営に係るハード・ソフト両面のバリアフリー化を目的とする大会時のガイドライン

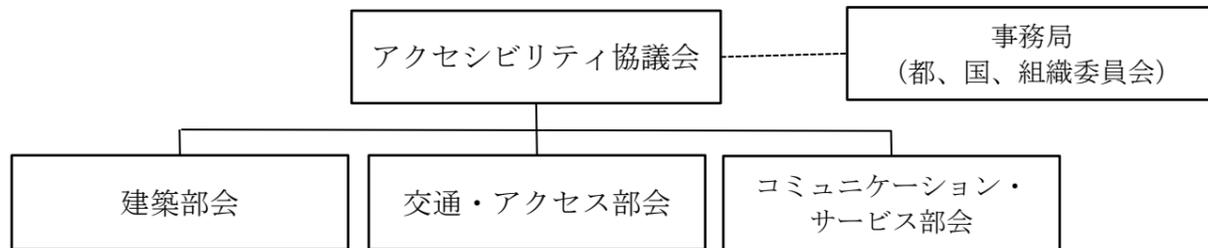
2 アクセシビリティ・ガイドラインの性格

ガイドラインに法的拘束力はないが、組織委員会は、対象施設の管理者等の大会関係者に整備の働きかけを行うとともに、仮設施設の整備やソフト的対応でガイドラインを踏まえた大会運営を確保

II Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン

1 検討体制

都は、国・組織委員会と共催で、アクセシビリティ協議会を設置



※策定に当たり、障害者団体、関係機関、有識者等の意見を聴取

(1) 建築部会

各会場における通路、エレベーター、会場の座席、トイレ等におけるバリアフリーの技術仕様を検討

(2) 交通・アクセス部会

アクセス経路に関わる空港・駅・港湾・道路・バス停における通路、エレベーター、トイレ等のバリアフリーの技術仕様を検討

(3) コミュニケーション・サービス部会

組織委員会による刊行物・案内サイン等情報発信の技術仕様や大会スタッフ・ボランティア向け接遇トレーニングの指針を検討

2 策定スケジュール

- 本年1月、ハード編（暫定基準）についてIPCが承認
- 現在、設備や情報発信等の技術仕様に加え、ソフト面についても取りまとめており、平成28年度中に最終承認を得る予定

III 暫定基準の適用

1 暫定基準

大会施設や会場までの経路等、構造物の設計段階で必要となる「通路、スロープ、階段、出入口、エレベーター、会場の座席」等ハード面に係る約180項目（数値基準：約50項目）について先行的に「暫定基準」として取りまとめ

ハード面のうち、家具やカウンター等住宅設備機器は現在検討中

2 適用の範囲

- (1) 東京オリンピック・パラリンピック大会の会場であってアクセシビリティに配慮が必要な観客等（パラリンピック選手、大会関係者等その他のクライアントを含む。）の動線
- (2) 両大会の競技会場へのアクセス動線となる通路であって、アクセシビリティに配慮が必要な観客等の動線

3 暫定基準の設定と適用の考え方

推奨	『東京都条例等による望ましい整備』及び『IPCガイドの推奨基準』の水準を総合的に勘案 ⇒新設の会場、主要駅等において、仮設対応を含めて、可能な限り実現を目指す
標準	『IPCガイドの遵守基準』『国の推奨基準』『国の遵守基準を上回る東京都条例等の整備基準（遵守基準／努力基準）』の水準のうち、相対的に高いものを総合的に勘案 ⇒既存の会場、多くのアクセシブルルートにおいて、大会後の利用ニーズ等を勘案し、仮設対応を含めて、可能な限り実現を目指す
その他	構造上等の理由等によって、標準基準を満たせない場合、少なくとも現行の『国の遵守基準』は満たす

※ 現場条件、大会時及び大会後の利用ニーズ、会場施設の規模・用途、維持管理等により、適用対象施設ごとにこれらの基準を組み合わせ対応する場合がある。

※ IPCの示す『アクセシビリティガイド』及び関係国内法令等に基づき基準をとりまとめ
【関係国内法令等】
都：福祉のまちづくり条例、施設整備マニュアル 等
国：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、建築設計標準 等